

# 田村市議会傍聴規則

平成17年3月7日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、それぞれ次の手續をとらなければならない。

(1) 個人で会議の傍聴を希望する場合は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入すること。

(2) 団体で会議の傍聴を希望する場合は、団体の所在及び名称並びに代表者の氏名及び年齢のほか、傍聴する者の人員等を傍聴人受付簿に記入すること。

2 報道関係者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた報道記者に限る。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の一般席定員は、議長が別に定める。ただし、傍聴人の秩序を保ち得ると議長が判断した場合は、必要に応じ定員を超えて入場させることができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑する等、騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話及びポケットベルの電源を切ること。
- (8) その他、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときには、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれらを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。